W・エンゲルス

『ライン州における償却と共有地分割』

Ludwig Röhrscheid Verlag. Bonn. 1957. SS. 174.—— Rheinprovinz. Wilhelm Engels "Ablösungen und Gemeinheitsteilungen in der Ein Beitrag zur Geschichte der Bauernbefreiung"

川 本 和 良

のユンカー経営への推転の過程を明らかにしなければ、かんするわが国の研究は、すでにあまたの成果をつみまれている。だが、その多くはエルベ以東に焦点を定重ねている。だが、その多くはエルベ以東に焦点を定すがいる。

その後のドイツの経済ならびに政治の発展を把握する

究対象として取上げ、これを包括的に叙述したもので

ための、もっとも主要な基礎をきずくことができないための、もっとも主要な基礎をきずくことができないというべきライン・プロイセンにおける農民解放につというべきライン・プロイセンにおける農民解放につとかし、ドイツ産業資本の形成の基礎を把握するためには、なおたち入った研究がすすめられる必要があるには、なおたち入った研究がすすめられる必要があるには、なおたち入った研究がすすめられる必要がある。本書はライン州における農民解放を直接の研だろう。本書はライン州における農民解放を直接の研ための、もっとも主要な基礎をきずくことができない。

あり、 こうした要求にこたえる労作である。

プロシァにおけるグーツヘル・バウエルン関係の展開過 立と中間層農民」、『歴史評論』、一二号。宇尾野久「東 としてつぎのものがある。 ベ以東のプロイセン農業変革にかんする主な業績 松田智雄「ユンカー経営の成

程」(『農政史研究』所収)。 林健太郎『近代ドイツの政

における『農業革命』の特質」、『経済学論集』、第二三 のユンケル経営」(大塚久雄編『近代の産業』所収)。同 八郎編著『近代資本主義の成立』所収)。同「東ドイツ 治と社会』。北条功「プロシャ農民解放の前提」(高橋幸 「いわゆるプロシャ絶対王政の「農民保護」」、『史学雑 第二号および第三号。同「「農民保護」と「農民解 第六三篇、 第八号。 同「十八世紀後半の東ドイツ

業変革についての一考察」、『経済論叢』、第六九巻、第三 革期における地代範疇』所収)。 わゆる「プロシア型」の歴史的構造」(山田盛太郎編『変 藤瀬浩司 「プロシア 『農業改革』 の経済的基 山口和男「プロシャ農

放」」、『学習院大学・政経学部・研究年報・3』。

。同「い

* 月前期における農業変革」(社会経済史学会編『農民解 つぎのものがある。 ライン・プロイセンの農民解放に言及した業績として 第五五篇、 松田智雄「関税同盟前史序論」、『史 第一一 号および第一二号。 同三

『歴史学研究』、二一一号。

W

ンゲルス『ライン州における償却と共有地分割』

(川本)

所収)。木谷勤「初期資本主義と問屋制工業」、 放の史的考察』所収)。同『近代の史的構造論』。 地所有と産業資本」 (松田智雄編著『近代社会の形成』 同

九五三年二月号。

本書は償却と共有地分割の二つの部分を中心に構成

共有地分割の部分では共同体解体の問題が取扱われて されており、償却の部分では領主・農民関係の廃棄が いる。ところで、ライン州における農民解放は、エ ルベ

解放はそれにどのような作用を及ぼしたのであろうか 実上すでに以前に達せられた状態の法的認可」(S. 21.) イン州の農民はどうした状態にあったのか、また、農民 にしかすぎなかったという。では、農民解放前夜のラ

以東におけるような変革的意義をもたないで、「単に事

本書にしたがって考察をすすめてゆくことにしよう。

は、すでに一二世紀から一四世紀にかけて形成されて 八世紀末におけるラインの農業構造の根本的特徴

おり、

その後の発展の基本線は小作制度(Pachtwes-

に貨幣経済が進展して都市が発生してくるにつれて、en)の拡大にあったという。つまり、一二~一四世紀

た。このヴィリカチオン制度からレンテングルンドへめ、これを定期小作(Zeitpacht)に出すようになっグルンドヘルは賦役農場(Fronhof)の自已経営をやインドへルは賦役農場(Fronhof)の自已経営をや

ラインでは資本力のある市民や貴族、宗教団体等が小もまた定期小作に出されたため、とりわけニーダー・

eie Eigen)や、さまざまな種類の采邑地(Lehnsland)

ルシャフトへの移行にともない、

他の自由所有地 (fr-

又貸(Unterpacht)が顕著に発展した。こうして一八作地を借り受けて、さらにそれを小作に出すところのラインでは資本力のある市民や貴族、宗教団体等が小

のとなっていった。すなわち、はじめ短期の定期小作拡大とともに、小作人の土地保有権は漸次世襲的なもをも含む小作地となっていた。他方、この小作制度の世紀末にはライン州の全耕地面積の三分ノ一が、又貸

であったものが、やがて一代小作(Pacht auf Lebens-

態に転化し、これにともない人身に課せられた死亡税は現物形態での収穫物折半であったが、やがて貨幣形であった。つぎに貢租についてみると、小作料は最初であった。つぎに貢租についてみると、小作料は最初をらに事実上の永小作(Erbpacht)へと移行したの

イゲンシャフトは州の南部と南西部に僅かに残存する権化されて僅かの賃租に転化した。そして、ライプア

小作料はグルンドヘルの上級所有権承認料となり、小べき公租もほとんど小作人負担となった。こうして永

に消滅した。また、

本来的にはグルンドヘルが負担す

のみとなり、世襲隷民性(Erbuntertänigkeit)は完全

者となったのである。. 小作地の譲渡、分割が可能となり、事実上の土地所有

作人は凶作のときの貢租軽減要求を喪失したかわりに、

でも従来の農民達(Hüfner, Lehnsleute, Hofleute,では、小作地以外の土地はどうであったのか。ここ

Laten)は土地保有の世襲権を獲得し、 れた死亡税等の偶然的貢租は年々の僅かな賃租に転化 保有地を自由に分割し、 譲渡しうる事実上の完全 人身に課せら ンドヘルシャフトを廃棄するにさいし、人身支配権を 立法が土地所有権と同時に人身支配権を意味したグル にさいし、二つの困難が生じてきた。その一つは償却

所有権を獲得したのである。 以上はグルンドヘルの荘園裁判所(Hofgericht)に しようとしたことから生じた。ライン州では両者を区 無償廃止しようとしたのにたいし、

所属する土地であるが、これ以外にランデスヘルのラ

転料を支払う世襲賃租地 して義務を負わず、 ただ譲渡のさいに僅かな保有地移 (Erbzinsgüter) であった。

との土地は最初から自由に相続が許され、相続にさい

ント裁判所

(Landgericht)に所属する土地があった。

ぐり係争が頻発した。

いま一つの困難は対物的賦

課 0

税

別することがもはや困難だった。かくて、この点をめ

土地所有権を償却

したがって、 初期にはこのラント法にもとずく自由な

属し、

貸与権が荘園法に侵入するにつれ、 と著しい対照をなしていたとしても、 貸与形式がグルンド ヘルに所属する開墾地が増大し、ラント法にもとずく ヘルの荘園法にもとずく貸与形式 両者を法的に分離 その後ランデス

することが困難となっていった。 このような事情のもとで発せられた償却立法の遂行

W ェ

ンゲ

・ルス『ライン州における償却と共有地分割』

墾十分の一税 償却から生じた。それにはさまざまな種類があったに せよ、一八世紀末にはこの圧倒的部分は開墾地か (Reallasten) のうちでもっとも重要な十分の (Rottzehnte) をえるランデスヘルに帰

ら開

準をめぐって多くの問題が生じたのである。 つぎにこの償却の過程についての著者の叙述の紹介

却額を決定する必要があった。まさしくこの転化の基

のためには、まずこれを貨幣形態に転化したうえで償

一般的に現物形態をとっていた。そこで、

償却

(川本) に移ろう。

七五 (四五九)

\equiv

右岸においてはプロイセン領へ移行したのち、漸次により急激な封建的秩序の除去が企てられたのにたいし、いる。なんとなれば、左岸においてはフランス立法に慎却の過程はライン左岸と右岸にわけて考察されて

償却過程が進展したからである。

に限定して考察をすすめている。重要でないと述べ、叙述を左岸全体に共通する諸規定た時期に施行されたが、著者はこれから生じた差異はたり以の、場属したため、地方により異った法律が異った時期にフライン左岸においても個々の地方が異った時期にフ

七月一七日の命令では、一切の貢租は無償廃止されるにたいする権利は償却が規定されいる。ついで九三年法的諸権利は無償廃止された。しかし、私法的な土地てみよう。一七九二年八月二五日と二八日の命令で公まず、グルンドヘルに支払われる貢租の廃止についまず、グルンドヘルに支払われる貢租の廃止につい

小作地 K gewinnsabgabe)について規定が曖昧であったため、 Lehnsgüter)の諸貢租については純粋地代とみなされ chtgüter)とクールメーデ・采邑地(Kurmede-und 八〇四年一〇月一日の法律が発布された。 多くの係争が生じた。この貢租は、はじめ保有地相続 内容をもつことを看過している点からも窺える。 不完全なことは同じ名前の貢租でも地方により異った 純粋地代とみなされる貢租の名前を詳細に明記 たため、学者の見解が求められ、 地代の区別の基準について意見の対立がかもしだされ った。ところが、この命令の施行の過程で貢租と純粋 が、純粋地代とみなされるものは償却されることとな のさい徴収される偶然的貢租であったとはいえ、 るものの名前が明記されていたのにたいし、一代定期 し、とりわけ永賃租・永小作地 貨幣形態の年貢租 (Zeit-und Leibgewinngüter) の貢租 (Leibgewinnsredemptionsgel-(Erbzins-und Erbpa-これを基礎にして との法律の した一 (Leib のち しか

に転化し、 固定貢租であるかの外観をとってい 貢租が封建的起源をもつことをあげ、グルンドヘルが

た。その結果、農民はこの貢租の支払いと償却を拒否 委員会判定では固定貢租とみなされて償却が命じられ したため、多くの係争が生じたのだった。 が強かったのにたいし、一八〇七年七月一四日の国家 たから、九三年の法律にしたがらと無償廃止の見込み た。そこで、この貢租は本来的には偶然的貢租であっ ところが、 証明には采邑状(Lehnbrief)と采邑誓約書(Lehntreue) にこれが容れられて、 封建的起源の証明を提示すべきであると主張し、のち そこで、グルンドヘルは第三回ライン州会で義務者が これにたいする反証を明示できないことを強調した。

があてられることになった。

証明義務は義務者に課せられ、

となれば、裁判官にこの貢租の性質についての統一的 これにたいする裁判所の判決はまちまちである。なん 表される現物貢租の場合は、まず貨幣貢租に転化し、 つぎに、ランデスヘルに支払われる十分の一税に代

その一五倍額で償却が命じられた。貨幣貢租への転化

間のうちから穀物価格がもっとも騰貴した二年間 は、もっとも近い市場において、償却に先立つ一四年

均価格を基礎としてなされた。一九世紀の最初の二○ もっとも下落した二年間を差引いた残り一○年間 の平

ぼ二倍となり、償却は著しく阻害されたという。 おいて急速に下落したため、 平均価格が市場価格のほ

年間には穀物価格が騰貴したのにたいし、二〇年代に

W ンゲ ル ス『ライン州における償却と共有地分割』

と償却を拒否した。農民は拒否の理由としてこれらの も農民はしばしば純粋地代とみなされた貢租の支払い けていた。他方、 ことが規定された。

一代定期小作地以外の土地において

しかし、農民はその後も反抗を続

租は、二九年以降の未払金を納めたうえで償却される 租は無償廃止されるのにたいして、固定されている貢 閣命令によって、固定されていないライプゲヴィン貢 見解がなかったからだ。かくて、三二年二月九日の内

(川本)

(四六二)

われないときには、平均価格の三分の二を基礎とする ことに改められた。 て、二四年一一月三〇日の内閣命令により、償却が行

グルンドヘルに支払う貢租が償却される場合、農民

その額はフランス立法により収穫物の総額から耕作費 えられた。というのは、総じてもともとグルンドヘル は貢租の五分の一を控除した額を基礎とする権利を与 用を差引いた額の二〇%と規定されていた。 が負担すべき地租を農民が支払っていたからであり、

続料、 貢租が年地代に換算され、その四倍額で償却された。 に別々の償却率を設けて実施された。右岸では偶然的 偶然的貢租の償却は、まずそれを保有地移転料、 退去料(Abzugsgelder) 等に区別し、それら 相

償廃止が命じられ、各地片の用益権者に譲渡された。 しかし、一八一四年八月一八日と九月二二日のニーダ 狩猟権については、はじめ、 ラインならびにミッテル・ライン政府の命令によ フランス立法により無

1

に賃貸し、その賃貸料は共同体の利益のために使用す は、共同体が二○○モルゲンの地片にまとめて落札者 用益権者を除いて廃止され、それ以下の地片の場合に り、この権利は二○○モルゲン以上の地つづきの土地 左岸にたいするプロイセンの命令により、この面積が ることに改められ、さらに三○年四月一七日のライン □○○モルゲンに変更された。

○倍、現物貢租の場合は二五倍と規定されたが、償却 かった。そこで、一八〇〇年一月一一日の法律により 率が余りにも高かったため、ほとんど成果があがらな 月一八日と一九日の法律により、貨幣貢租の場合は二 法律発布後六カ月以内に償却がなされる場合には、 王領地貢租の償却については、まず一七九〇年一二

財政収入の必要からなされたものであった。ところが、 農民の福祉を顧慮してなされたものではなく、 月経過後も引つづき延長された。もとよりこの特典は、 一五倍額にするとの特典が与えられ、この特典は六カ 国家の

ブ P イセン領に移行したのち、この特典は国家収入を

減少させるとの理由のもとに、二一年九月五日の内閣

命令により廃止された。かくて、九〇年の法律が暗黙

会を利用できなかった。ところで、その償却の規模に

り、報告がある所でも正確な像を捉えることが不可能 ついては、ほとんど報告が欠除しているため不明であ 〇年代の穀物価格下落の結果、

農民はこの恵まれた機

ても、それまでになされた王領地貢租償却の過程で二

裡に効力をもつことになったため、償却が停滞したば かりではなく、 る徴収費の割合が大きくなって、 僅かの額の貢租が多く、 むしろ国家の利益に それにたいす

内閣命令により、 ふたたび一五倍での特典が復活し、 反することになった。その結果、二二年一二月二日の

至るまで緩慢な進行を示したといわれる。その理由と であるが、大多数の貢租は残存し、償却は二〇世紀に

して、貢租が僅かであったため農民が高い率での償却

くわえて一定期間内に償却されない場合には、貢租は

競売に付されて償却能力のある第三者に売られること

も無視した財政優位の措置であった。これにたいし、 とされた。 しかし、 これは償却の本来の目的を余りに

げられている。

するような方策をとらなかったこと、

以上の二点があ

が右岸におけるように地代銀行を創設して償却を促進 の必要を感じなかったこと、ならびにプロイセン政府

ユダヤ人と投機者のみを富ます結果になることを理由

ケルン政府が反対したので、二三年

一〇月一一日

の大蔵大臣訓令により、地代が競売に付されるときに

は三七年六月一九日の内閣命令により廃止されたとし は義務者の承認を必要とすると改められた。この特典

w

エ

ンゲルス『ライン州における償却と共有地分割』

(川本)

四

入って本格化するが、著者はまずそれに先立つ時代の ライン右岸における償却の過程はプロイセン時代に

償却について一瞥を与えている。

七九 (四六三)

右岸における償却

の試みは、

フランス領に移行する

y, 奉仕を償却することが命じられた。 邑地では人身に課せられたもの以外のすべての貢租と を命じられ、 所有権は無償廃止されるが、 ŀ 令により、 方法で開始された。 右岸に設立され、 敗した。 償却率が余りにも高かったため、この試みは完全に失 せられ、 されている。 以前に、 人身的奉仕、 およんで、 の保有地とそれから派生した保有地のすべての上級 以前のベルク、 一八〇八年七月一五日のベイヨ ベルク公爵領において一八〇一年いらい着手 一般的に貨幣不足に悩んでいたのにくわえて、 あらたに農民解放の試みが左岸とは異った ライプアイゲンシャフトならびにコロ さらに九年一月 すべての現物ならびに貨幣貢租等は償却 しか ナ L すなわち、八年一二月一二日の命 * 7 ル 当時農民が多くの戦争負担を課 レオンがこの政府を引受けるに ク等を含んだベルク大公国が ゲジンデ奉仕、 一一日の命令により、采 しかし、この二つ ンヌ協定によ 死亡税、 ナー

の命令はいくつもの曖昧な点を含んでいたため、異った解釈がくだされ、あまたの係争をひきおこした。たた解釈がくだされ、あまたの係争をひきおこした。たなど、一代定期小作地の農民がライプアイゲネであると主張したことから生じた係争、カールメーデ地がると主張したことから生じた係争、カールメーデ地がの農民が人身的に自由であるか否か等をめぐっておきた係争等々がそれだ。

にたいし義務者が現物支払いを固執したことから多く 形態に転化することが規定された。 者と義務者間の一致により、 であるから、 生じた。すなわち、 五分の一を控除される権利をもつこと、 令により、十分の一税は土地所有者に課せられた地 係争はまた地租である十分の一税支払いについ 保有者はグルンドヘルに支払う貢租から 一○年七月三○日の大公国蔵相 これを現物形態から貨幣 だが、 ならびに権 後者の規定 .ても 利

より、

当事者の間に一致がえられない場合には、

地

価

の係争が生じた。かくて、

一三年三月一九日の法律に

化すべきことが命じられた。 王領地貢租については、 一〇年四月二八日の王領地

についてみるならば、ジーグブルグ収税局区内にお 貢租の二五倍の貨幣額で償却が命じられた。 払金がある場合にはその支払いとともに一四日以内に 印紙ならびに抵当管理人の総管理局指令により、未 その成果

ては同年六月初めに四、

○○○義務者のうち、

一五人

なかったという。 ら償却通知がえられたが、 たいして償却督促状を送付したさいにも、七五○人か が償却したのみである。一二年に一、一○○義務者に 実際の償却は一件も行われ

で種

々の

『グーツヘル・農民関係』にかんする係争が

ケーニヒスヴィ

ったとしても、 であったのだろうか。 なかったという。 も多くの義務者が償却宣言をなしたに留まり、成果は 現物貢租の場合には、 二五倍の償却率は余りにも高かったこ それはどうした理由にもとずくもの 個々の地片での貢租は僅少であ もっとも近い市場の ンター収税局区内で 四年

> 間の平均価格でもって貨幣貢租に転化されたとしても、 間 『の穀物価格から最高と最低の各二年を除いた一○年

いたこと、 ならびに償却期間が短かすぎたこと、 以上

その平均価格そのものが市場価格をはるかに上廻って

の三点に主要な理由があった。

ナ ポレ オン戦争後、 ライン右岸がプロ イセ ンに併合

律の廃止が命じられ、ついで、同年七月一四日の命令 されてライン州が設立されるや、この新らしい州にプ まず、一四年五月一四日の総監命令により一三年の法 H イセン法をどのように導入するかが問題となった。

代表する雑誌 暫定的に『グーツヘル・農民関係』を現存の状態のま 停止され、さらに、一五年五月五日の内閣命令により まに留めることが命じられた。 『ヘルマン』に発表されたアッ そして、貴族の意見 シェ ン

(四六五)

L

かも地方の特

W

エンゲルス『ライン州における償却と共有地分割』

(川本)

り

一般ラント法の趣旨にもとずき、

ル

クの提案を入れて、一七年五月三日の内閣命令によ

(四六六)

立された委員会が強調したように、ライン州において一五年五月の命令当時の実際の保有状態と『グーッへ一五年五月の命令はベルリン政府のライン農業関係にしかし、との命令はベルリン政府のライン農業関係にたいする完全な無知を示した。デュツセルドルフに設たいする完全な無知を示した。デュツセルドルフに設立された。

れ、それ以外の場合にはフランス法が承認された。民関係』にたいしては一般ラント法が無条件に適用さたな法律が発布され、十分の一税と『グーツヘル・農人関係』にたいしては一般ラント法が無条件に適用さたな法律が発布され、十分の一税と『グーツヘル・農は『グーツヘル・農民関係』は存在せず、人身的に自は『グーツヘル・農民関係』は存在せず、人身的に自

有者が小作人から保有権を剝奪する宣言をした場合に、つぎ、係争を解決することはできなかった。この法律からあらたに生じた係争としては、大規模な永小作地からあらたに生じた係争としては、大規模な永小作地が、新法律は以前の法律の曖昧さをそのままうけ

れうるのか否か、等をあげることができる。重荷となる僅かな貨幣額の蠟、雌鶏等の貢租は廃止された法律が適用されるか否か、徴収にさいして非常にれた法律が適用されるか否か、徴収にさいして非常に

采邑地貢租については、二○年の法律に全く規定が

れた貢租の徴収が命じられた。これにたいし、各政府が行われたのち、二四年二月二六日の大蔵省命令によが行われたのち、二四年二月二六日の大蔵省命令によが行われたのち、二四年二月二六日の大蔵省命令によが行われたので、同年一一月八日にヴェスト

現物貢租を貨幣貢租に転化することが困難であったた財政の見地から償却の遂行が期待されていた。しかし、令によりフランス法にしたがうことが規定され、国家王領地貢租償却については、一六年八月一五日の訓

譲歩した。

や裁判所が反対を主張したため、

大蔵省はこの主張に

った。 め、 とを拒否したため、二〇年の法律は貢租を現物で納め 償却はベルリン政府が考えたように簡単ではなか しかも、 各地で義務者は貨幣貢租に転化するこ るか、についての討論が行われた。 格を一○%低めるか、または三○年間の平均価格にす

ることを許可した。この許可は、二二年五月一○日の 蔵相命令により、 現物を収容する空間がないとの理由

にもとずいて取消されたが、まもなく同年一一月一九

な貨幣不足に陥っていたため、償却は二三年に入って 判断に委ねられることに改められた。農民がこのよう 日の蔵相命令により、 ふたたび現物支払いは各政府 0

いくらか増大したにせよ、 政府の期待をはるかに下廻

当時の景気において余りにも高かったこと、ならびに っていた。 ケルン政府の報告によるならば、 償却率が

平均価格が当時の市場価格をはるかに上廻っていたこ

五月二一日にはデュツセルドルフ政府に償却を貨幣貢 租の場合は二〇倍、 ることが認められ、 以上の二点にその原因があった。かくて、二三年 W エンゲルス『ライン州における償却と共有地分割』 旧マルク伯領にたいしては平均価 現物貢租の場合は二五倍で遂行す

多くの係争をひきおこしたので、まず、二二年九月一 以上のようにフランス法を踏襲した二〇年の法律は

所の判決作成停止が命じられ、さらに、二四年四月三 八日の内閣命令で奉仕、十分の一税等にたいする裁判

すべての判決作成の停止が命じられ、 二〇年の法律は廃止されたとしても、多くの規定はた 四月二一日に新法律が発布された。この新法律により

るすべての地方にたいして近く法律が発布されるまで ○日の内閣命令により、二○年の法律が適用されてい

ついで、二五年

だ形式的に廃止されたのみで実質的には引継がれ を基礎として遂行されることとされ、協定が成立しな た。だが、償却は当事者間の自由意志にもとずく協定 い場合にのみ、 この新法律と、 当時審議中であり、 れてい 近

(四六七)

く発布される予定であった新償却令の諸規定が適用さ

(川本)

れることとされた。

著者は新法律と新償却令にもとずく償却過程の考察

てどのような立場をとったかについて述べている。に入るに先立って、まずシュテンデがこれらにたいし

二六年の第一回ライン州会に対物的賦課償却のため

に除去する方策に反対を表明して、草案にたいしてあまれての自由主義者は、まず二五年の法律が州会の審実にかけられないで公布されたことに不満を述べ、つまずだことにあると述べた。このようにラインの自由主義者は、一方では古い諸関係の廃棄に賛意を表しまがら、他方ではプロイセン政府の既存諸関係を一挙ながら、他方ではプロイセン政府の既存諸関係を一挙ながら、他方ではプロイセン政府の既存諸関係を一挙ながら、他方ではプロイセン政府の既存諸関係を一挙ながら、他方ではプロイセン政府の既存諸関係を一挙ながら、他方ではプロイセン政府の既存諸関係を一挙ながら、他方ではプロイセン政府の既存諸関係を一挙ながら、他方ではプロイセン政府の既存諸関係を一挙ながある。

を容れないで貨幣と土地割譲による両者の償却を認める。しかし、二九年七月一三日の新償却令はこの主張

またの変更と補足を提案した。

その一つは土地割譲による償却にたいする反対であ

の平均価格でなく、償却提案のときから遡って一四カ についてである。 いま一つの要求は現物貢租を貨幣貢租に転化する基準 ろでは、土地割譲による償却が有利であったという。 割が行われ、農民の一部に多くの土地が帰属したとこ ァーレンにおけるように、二六年に九二七の共有地分 方法は不利であったからである。 たため、土地割譲により散在する小地片をえる権利者 ライン州では単居定住 にとっても、 たため、シュテンデはこれを拒否した。その理 土地を失う義務者にとっても、 シュテンデは法律発布以前 (Einzelhof) が支配的であっ しかし、ヴェスト 四四 この償却 由 一カ年 は フ

除の権利をもっていたが、これが将来廃止されるのみ負担者はグルンドヘルへの貢租支払いから五分の一控負担者はグルンドヘルへの貢租支払いから五分の一校になっては、償却の過程はどのように進行したであろうか。

年の平均価格を要求した。

から第五回までのライン州会でシュテンデが猛烈に反 いされることとされた。 結局三九年一月二一日の地租法により旧に復し 控除の行われた過去に遡って五分の一が後払 しかし、これにたいし第一回 新たな検討がなされたのち、二九年七月に拒否された。 たたびこれらの全面的免除を請願したが、これもまた この規定の成果については、 同年六月の第三回ライン州会においてシュ

た。

巻き起した。二五年の法律はフランス支配時代に采邑 采邑地にたいする二五年の法律規定も非常な論争を (Allodium) に転化された土地にたい の間の協定を基礎として償却を命じられ、そのさい償 偶然的貢租は二九年の償却令により権利者と義務者

り旧に復したのである。 支払いを拒否したため、

結局五〇年三月の償却令によ

采邑地保有者がこれらの

テンデはふ

保有地移転料を償却しうる権利と宣言した。これにた あらたにその補償として自由地化賃租(Allodifi-ケルン政府、ならびに第 (Heimfallsrecht) 以前には無償廃止 くの償却がなされたが、 とくにケルンとデュツセルドルフの永小作地では数多 この成果については、 却額はできるだけ軽減されることが望ましいとされた。 いを拒否し、 クールメーデ地では裁判官が保有地移転 償却の協定はしばしば結ば 他方また、 農民は貢租の支払

年の償却令は各郡に地区委員会を設けて、 王領地貢租償却にたいしては、二五年の法律と二九 償却 で基礎

料を支払う義務なしとの判決を下したのである。

となる正常価格を決定するよう命じた。これら委員会

形でこれらの支払いと償却が命じられた。そこで、 の内閣命令により示談賠償(Aversional-Abfindung) W ・エンゲルス『ライン州における償却と共有地分割』

日

0

しかし、

V

しデュ

ツ

セ

ル

ドルフ政府、

回ライン州会においてシュテンデが反対を表明した。

この反対は容れられないで、二八年四月二〇

されることになっていた復帰権

kationszins)

を支払うことを命じ、

地から自由地

(川本)

八五 (四六九)

Ų. 平均価格の三分の二を正常価格となすとの規定、 すなわち、 更新されることとなった。こうした点からみるならば、 がもたらされ、償却件数は三七年から急速に上昇した。 時代の償却は相当の成果を収めたものとみられうる。 価格が圧迫的作用をもっていたにもかかわらず、この の償却規定、 されていた一ターレル以下の小額諸貢租の一五倍額で 四年一一月三〇日の内閣命令により、二五年末まで許 うした意見は拒否された。しかし、この結果すでに二 租に転化することは不可能であるとまで述べたが、こ K 均価格が市場価格を非常に上廻っていると述べ、とく から提出された報告はすべて、償却の基礎とされた平 、〇五三件償却され、 ものは一五倍額で償却されるとの規定が、その後も に土地台帳から貢租支払い義務が十分に証明できな エッセンのレントマイスターは、現物貢租を貨幣貢 ケルン県では小王領地貢租は二五年のみで 現物貢租の償却がなされない場合には、 ほぼ四、 〇〇〇件の償却告知 なら

り、この償却が行われる過程に困難が生じた。二つの上昇をはじめ、三七年に最高点に達している。もとよまた、デュツセルドルフ県の償却件数は三○年前半に

例をあげてみよう。

を認めないとの判決を下し、結局、本来の貢租のみが 所は復帰権、 ならびに死亡税支払い義務をもつ土地と規定した。も 係を調査し、この土地を復帰権に服し、 ていた。このような事情のもとで、農民が貢租支払い 登記がなされなかったため、貢租が曖昧なものとなっ 又貸に出されていたうえに、 Behandigungsgüter)の償却の場合である。この土地 とより農民は反抗をやめなかった。これにたい を拒否したため、政府は一一年の法律発布までの諸関 の保有者はすでに世襲保有権を獲得しており、多くは ホップス・ウント・ベハンディグンク地 その一つは、エッセンとヴェルデンに多く存在した 保有地移転料ならびに死亡税支払い義務 戦争によって登記簿への 保有地移転料 (Hobs-und ・し裁判

償却されることとなった。 租として償却すべきか否かという問題である。 現物形態から貨幣形態に転化されたのち、二五倍額で 結局土地貸与から生じた貢租であると結論され いま一つは飼料用燕麦を貢 との問

題は、

た。

十分の一税の償却については、 一一年のベルク大公

は将来の開墾奨励の意味で無償廃止が規定されたが、 身的奉仕 国の法律により、 一三年の法律では、すべての十分の一税は地代として から生じたものとして、また開墾十分の一税 家蓄十分の一税 (Blutzehnte) は人

では、これを現物形態から貨幣形態に転化し、二五倍 登記簿への登記が命じられた。さらに、二〇年の法律 額で償却するよう規定された。 しかし、 この法律にも

償却されねばならぬと変更され、義務者の負担で抵当

W 工 ンゲルス『ライン州における償却と共有地分割』 額と比して二倍以上に昇ったため、成果は全然あがっ

とずいて計算された償却額は、

フランス法にもとずく

かの額であったからであり、

償却はなお数十年の間

てい

ない。

二九年の償却令は、

この規定をそのままう

なお、

力を注いだが、義務者が二〇倍額を主張して拒否した けつぎ、まず現物形態を貨幣形態へ転化することに努

け二○倍額の償却が許された。この特典はその後三年 間延長されたとしても、 ため、三一年一月一一日の内閣命令により、 い。たとえば、ケルン県に存在する十分の一税のほと 成果はほとんどあがってい 三年間

で、償却はまったく行われず、ゾーリンゲン郡を除 benzehnte)のうち三一が貨幣形態に転化されたのみ は、三七年の秋までに一四二の禾穀十分の一税 (Garんどを占めていたケーニヒスヴィンター収税局区内で

たことにくわえて、ほとんどの十分の一税が非常に僅 通じてたびたび交代し、 償却文書の作成が困難であっ 十分の一税支払い義務をもつ土地保有者が土地売買を

他の収税局区内においても同様だった。

その理

由は

づけられたという。 ケ 1 ۲ こスヴ 1 ン タ ĺ, フ 1 リッ

八七(四七二)

(川本)

十分の一税は以前には恩恵十分の一税と呼ばれていた。 に以前のナッ (Traubenzehnte) ソウ地方に多く存在した葡萄十分の一税 の償却についてみておこう。 との

支払われる葡萄の質と量が義務者の判断に委ねられて というのは葡萄の収穫は年により大きく変動するので、 たからである。 ところが、この貢租にたいし一八年

に一○ヵ年の平均収穫を基準として償却が命じられた。

しかし、二〇年代に義務者が生産物から生産費ならび

月に一般委員会に償却調整が委任された。 たるところで義務者の反対に会ったため、 るために各地方の償却基準額の決定に着手したが、 で、成果はなかった。そこで、三七年に償却を促進す に貢租を差引くとなにも残らないほど貧窮に陥ったの 償却業務は、 四〇年一〇

V

た、 費は多いところでは償却額の過半に達したという。 政府提案の基準額の一五~二〇倍でもって緩慢に進行 葡萄園の三分の一貢租の償却は、二五年九月に半 五〇年代に終了したが、 国家が負担した償却調 ま 整

|三月七日の狩猟警察法により、|三〇〇モルゲンの地つ

年毎三回の分割払いでもって、その年の収穫 五分の二の額で行われることとなり、二六年にはほと んどすべての義務者が償却を完了した。 物総額 0

b, 後、 より、 猟権は廃止されて各土地用益権者に帰属することにな ある狩猟権廃止の請願が活潑となり、 結論は出なかった。 却基準が示されなかったため、成果はなかった。 て行われることとされた。 になったので、四八年一〇月三一日の法律により、 た野獣による被害にたいして激しい苦情を述べるよう ンの自由主義者による自由な土地所有の最後の制限で が償却を欲した場合に廃止されると規定されたが、 狩猟権については、一四年七月一三日の総監命令に 狩猟はこれらの土地を共同体の狩猟地域に統一し 償却基準について長い間討議がつづけられたが、 共同体または三〇〇モルゲンの用益権をもつ者 しかし、 しかし、 四〇年代に入るや、 狩猟資格は五○年 他方、 農民もま その ライ 狩 償

づきの土地保有者または完全に垣で囲まれた地所をも

つ者に制限された。

五

のち、四七年の第 著者は二五年の法律発布以降の償却過程を考察した 一回合同州会を契機として生じてき

る。 た地代銀行(Rentenbank)創設問題の考察に入ってい 地代銀行設立の要求は、農民に償却に必要な資金

ったとの理由から生じた。そして、この要求は三九年

が欠除しているため、

償却立法の目的が達せられなか

.オーベルラウジッツにおいて、また四九年にシュレ

K

1

ジェ

ンとホ

ズ

1 ェ

ンにおいてシュテンデにより提起

され、 シュテンデに地代銀行設立についての意見を求め 第一回合同州会に内務省と大蔵省が覚書を提出

Ļ

るにおよんで、

が、 当時立法権は王に帰属し、 合同州会の権限は州の

全プロイセンの問題となった。

ところ

集中した。 要議題はシュテンデに召集権があるのか否かの問題に 〇年の法律により、召集は毎年行われると約束されて いながら履行されなかったため、第一回合同州会の主 これにたいし、 ラインの自由主義者は、 王

と絡み合いながら進展する。 主張していた。 の立法権を認めたうえでシュテンデの召集権を強硬に かくて、 地代銀行設立問題はこの問

題

て作成されていた。その要旨は、権利者に償却金を販 四年一月一日開設のザクセンの州地代銀行を模範とし に設立されていた償還金庫 覚書は三一年以来ヴェストファーレンの二、 (Tilgungskasse) 三の郡

ことにより、 売可能な地代証券 有効な資金を生みだすとともに、負担の (Rentenbrief)で一括して与える

却金負担を軽減し、農業の改善を可能にするというに

十年にわたって新設銀行に払込ませることにより、 多い貢租徴収から解放し、義務者に償却金と利子を数

償

あった。この覚書にたいして、合同州会第四審議局は

エンゲルス『ライン州における償却と共有地分割』

W

内政問題への助言と請願に制限されていたうえに、二

(川本)

八九九 (四七三)

シュ に国家保証が不可欠であるという覚書の規定である。 に問題となっ ばならぬと主張した。これにたいし、 シ メ ラインとヴェ しか ぎの合同州会に提出し、 て、 地代銀行に代るものとして信用金庫を要求した。そし 騎士信用金庫の拡充を主張し、 ついての採決が行われねばならぬとの結論に達した。 立に賛成するが、 ゙゚゚゙ヷ テ これらの意見を投票にかけた結果、 国家保証が問題となる地代銀行の設立に反対して シュ 4 テンデの意見を纏めて修正案を作成したが、とく ンデの協力を排除し、 ンデの賛成を基礎として国家保証が与えられね テンデに合同州会の召集権を与え、そこでの セ この意見にたいし、 ン、 スト たのは、 フィ ・ファ その詳細な案は各州会で作成してつ ン 地代証券の信用を維持するため ケ等は、 1 そこであらためて国家保証に レンの代表であるハンゼマン、 王の権限を強化すると反対 王は各州にヴェ ライン諸都市代表も、 一方的な国家保証はシ ポンメルン代表 州地代銀行設 ストファ

> あり、 金は、 zialhilfskasse)を設立するとの決議を下した。 ル、 課償却のために貸出され、 み、 は償却額が一○○ターレルに達しない場合が大部分で 役割をも果しえなかった。 ととされた。だが、この金庫はライン州ではなんらの には四〇万ターレルが割当てられた。それは対物的 ーレンの償還金庫を模範として州 救 その過程で以前の保有者の負債簿のみが残され 借手は六%の利子とともに三二年間で償還するこ プロイセ くわえて土地の売買を通じて土地の細分化が進 ン州から無利子で与えられ、 貸出最小額は一 なんとなれば、 済金庫 ライ ○ Ø 1 ライ (Provin-その基 ・ン州で シ州 賦

代銀行設立の基礎となったパトフの覚書が提出され、すよう勧告を発し、他方、六月二〇日の国民集会に地工省は各政府ならびに整理局に償却率修正の提案をなびが高まったため、四八年四月二七日と六月六日に商びが高まった

実際の保有者が不明であったからである。

却法により、 これらの結果、 方では二九年の償却令が廃止されて新 ライン右岸では五○年三月二日の新償

償却規定が施行されるとともに、他方ではあらたに地

った。 代銀行が設立されて州救済金庫にとって代ることとな 新償却法により変更されたおもな点は、 自由地

化賃租、 復帰権、死亡税の無償廃止、貨幣貢租の一八

カ年一カ月で償還すること、以上の三点である。 この

券で償却される場合には二〇倍額と四%の利子を五六

倍額での償却と五分の一控除の廃止、

ならびに地代証

ぎの五点にまとめられる。

新償却法にもとずく償却の成果について、デュツセル ルフ県の例をみておこう。ここでは、四八年以降農

行を通じて償却した者とそうでない者との比は、デュ 滞したが、 五〇年以降に上昇している。 なお、 地代銀

民が新償却法の有利な結果を期待したため、償却が停

五名であっ セ ルドルフ市 たのにたい 長の報告によれば、五一年に前者が三 Ļ 後者は二名であった。

ッ

五分の一控除廃止にたいする農民の不満、 W ・エンゲ ルス『ライン州における償却と共有地分割』 地代銀行

> を通じての償却が二〇倍額とされたことにたいする不 等から償却は蝸牛的に進行したのだった。

満

六

辿ったが、ここでの償却の特徴を要約するならば、 ライン州における償却の過程は以上のような推

左岸では償却が二〇世紀に至るまで緩慢に進行したこ にもかかわらず、 右岸では地代銀行設立の結果、 すなわち、 (1)左岸と右岸の償却過程を比較すると、 償却が急速に進展したのにたい あまたの係争が生じた

こと、③ヴェストファーレンと比較するならば、 幣で行われ、 幣地代であり、 土地割譲により行われた場合が稀である 奉仕の償却はほとんどなく、 償却も貨

と、②ライン州では償却対象の大部分が僅かの額

の貨

償却により巨大な財産を獲得した例がなく、 ン州では貢租額が僅かであっ たため、 上級所有権者が ライ

九一 (四七五)

したがっ

(川本)

的に作用せず、 ろ農業不況にあったこと、 て農民にとっても、 負債が増大したとすれば、 償却額は負債を増大させる程圧迫 仏十分の一税が現物形態か 原因はむし

進し、営業の自由な発展の前提の一つとなったこと、 ら貨幣形態に転化されたことが、貨幣経済の進展を促

は農民が日傭労働者に顚落し、資本主義的ユンカー 5)償却の結果をエルベ以東と比較するならば、そこで

立法過程から考察をすすめている。

所有者に転化したこと、 の土地への関係が完全に除去され、農民が完全な土地 以上の五点である。

営が成立したのにたいし、

ライン州ではグルンド

ル

とその成果を考察したのち、 ところで、 著者はライン州における償却立法の推移 共有地分割の問題の考察

七

に移っている。

1 共有地 ダ 1 には放牧地、 ラ Ź ・ンやべ 牧草地、 ルクでは単居定住が支配的であ 森林地等が含まれるが、

> 分割のもつ意義が大きかった。そこで、 放牧権廃止の問題は重要な意義をもたないで、 耕作技術の発展にとって障害となった休閑地と刈田 ったため、 分割の考察を主として森林地分割の問題に注ぎ、 耕地強制を表現する共同放牧権、 著者は共 すなわち、 森林地 介有地

定、 た。ベルク公爵領では、一八〇七年一〇月一三日の行 地分割にたいして十分な規定を含まず、成果はなかっ 政命令により、 とにおかれた。 ス郡とデュイスブルグ郡を除いて、 日の共有地分割令は施行されず、 ライン州では、 ならびにランデス ライン左岸では、 市町村参事会の協議と行政庁による判 一般ラント法の施行区域であるレ ^ ル の認可をもって共同体叢林 フランス立法は共有 一八二一年六月二 別の立法過程のも

の分割が命じられた。

森林保護とその最も有利な運営のために、 ところが、一八〇七年一〇月三〇日の命令により、 共同体森林

森林行政の管轄下におかれ、 (Gemeindewaldung und Gemarkenwaldung) 大蔵大臣が森林にかんす が一般 して反対が表明されるまでになった。 の第一回ヴェストファ 1 レン州会では、 政府は三四年六月三〇日 ほとんど一致

は共同体森林の運営に直接干渉を行い、 る命令を下すこととされた。その結果、 入を増大させようとしたので、各方面から激しい非難 て販売させ、 それに税を果すことにより政府の財政収 木材を伐採し 森林行政官吏 分割されるが、 に命令を発し、 このような事情のもとで、 団体所有権

より、 の声がおきた。そこで、一六年一二月二四日の命令に ふたたび共同体森林の運営は共同体に委ねられ、

により、二三年七月に分割をどのように合理的に促進 体森林の分割を勧めた。その結果、 政府は上級監視権のみをもつと改められ、このように て非難を鎮めたらえで、 政府は再三にわたって共同 ケルン政府の発議

官シェ 割委員の協議が行われた。 に強く反対 するかについて政府委員、 したため、 1 ヴェ ンが、 反対の声がやがて強まってゆき、二六年 その後もたびたび政府にそのことを説 森林の乱伐を招くとの理由で分割 しかし、その席上で州参事 州参事官、 森林監視官、分

> 私的所有権のもとにある共同体財産 (Korporationseigentum)

まざまな議論をひきおこしたにすぎなかった。 のもとにある財産は分割されえないと規定した。しか 結果は私的所有権と団体所有権の区別についてさ かくて、

Ļ

した。 地に転ずる場合には、政府の許可を必要とすると規定 森林は分割されねばならぬが、その木材を伐採して耕 そして、 四一年の第六回ライン州会以来、 共

デュイスブルグ郡を除く全ライン州にたい 政府は四六年八月七日の内閣命令により、

į

体

レース郡 共同

同放牧地と森林地の分割を償却により遂行することを

有地分割に協力することを要求した。この審議は一年 主張していたシュテンデに、王は四五年の第八回ライ ン州会で委員会を形成して政府委員と審議を行 共

九三(四七七)

明

W

ェ

ンゲ

可能な用益権者の共同所有権のもとにあるのかをめぐ されない共同体所有権のもとにあるのか、または分割 その他の場合には、 は、 スブル ることが認められた。 は共同体構成員の団体財産 の規定に本質的には従っていた。 所有に移されねばならぬという二九年の共有地分割令 用益権が定住構成員に属する共有地は分割されて個人 が発布された。この法律は、 間つづけられ、 私的所有権に転化されえないとの制限が付され、 | グ郡を除く全ライン州にたいする共有地分割令 五一年五月一九日にレース郡とデュイ 用益権者が共同体に償却を提案す その結果、 (Korporationsvermögen) 所有権が共同体に属し、 しかし、共同体また 共有地が分割の許

> は、この森林地が共同体森林地 控訴院が反対したため、 提案し、ラント裁判所がこれを認可したのにたいし、 の住民が、三八年から六〇年にかけて四度にわたって 地があった。 この森林地の分割をカ 提案は拒否された。 (Gemeindewaldung) ル グタウエ その理由 ン の 部

dung)ではないというにあった。 れるべき用益権者の共同所有権のもとにあったと主張 ウエンの資料を詳細に検討して、この森林地が分割さ 主張したのにたいして、著者は疑問を提出し、 であり、用益権者の共同所有森林地 (Nachbarschaftsgemeinde) ついて、控訴院がこの森林地を隣村をも含んだ共同 ウエン森林地に隣村住民が用益権をもっていたことに の所有権のもとにあると そのさい、 (Gemarkenwal-カル カル

チン祭後の最初の水曜に共同体構成員の会議 すなわち、 一六世紀末の最初の資料によると聖マ (Mark ル

gedinge)がもたれ、そこで森林地にかんする諸問

題

0 ♡共同所有権のもとにあるほぼ四○○モルゲンの森林 カ ル クウエ ンには、 さまざまな名称をもつ村落住民

ダ

る。

いという。

カルダウエ

ンの森林地分割はその一例であ

している。

て係争が生じ、

問題は今日までなお解決されていな

著者は 己の 民の区別がなくなるとともに、 部 に当る。 ち、 が討議により決められていた。 主張してい 0 ル されている者が、全部で一〇〇頭の豚追立て頭数のう 追立て権をみると、 問 ル ダ と同 以上のように著者は分割されなかった場合を考察し ル が隣村住民に売られ、 の今までの制約から解放されて強化した。そこで、 **!題にたいする共同体構成員の自治権は、グルンド** 自由に 力を強めてゆくにしたがって、 がグルンドヘルに反抗した農民を庇護しながら自 ゥ 五○頭を割当てられていた。 カ 1等の権利を獲得していった。 工 そして、 ル ンがジークブルグ修道院領となり、 ダウ .相続されるようになった。 ンゲルス『ライン州における償却と共有地分割』 工 一七世紀初頭にこの豚追立て権の一 ン 森林地は分割さるべきであったと 最高のメル その後隣村住民は漸次メル かれらの権利は世襲化 ところが森林地へ カ これがグル 1 メルカーと隣村住 一七世紀中葉に また、 (Märker) 森林全体 ランデス ンド と記 の豚 ・ヘル カ カ (川本) 所有数、 ため、 ナウ たロ 結合はいたる所で長い間存続したが、 償を他の用益権者からえることになっていたが、 割に反対したこと、 じた。その点を要約するならば、つぎの三点である。 た場合の例をあげ、 額についての協定が難行したこと。 ていたので、分割にさいして生じる損害にたいする補 政府は分割を促進しようとしたが、 (1)ライン州においては、 げている。もとより、 八一年に終了したブリュッ たのち、 このように著者は分割されなかった場合と分割され 1 二 地方によって土地保有規模、 ルマルク、 ヒテルマルク、二二年八月に分割されたオ 家族数、 分割が行われた例として、 等の異った基準が選ばれたこと、 ならびに五五年に分割が開始され、 3市町村も共有地に用益権をもっ これらを総括して、農民間 この分割過程において困難が生 統一的な分割基準がなかった カー・ゲ 九五 炉の所有数、 小土地保有者が分 7 一七年に分割され (四七九) 共有地が分割さ ル クの三つをあ

家畜

(2)

ーゼ

w

の相互

との

の自由なイニシァティヴのもとに移され、ブルジョア れた場合には、これらが肥沃な耕地に転化され、

精神の窮極の勝利を意味したと述べている。

農民

地保有権者から近代的土地所有権者に転化していった イン州の農民が種々の立法過程を通じてどのように土 本書は、ライン州における償却と共有地分割を、ラ

> それへの影響、ならびに解放立法がもたらした結果に をもつ解放立法以前の農民層分解の実態、解放立法の

経済史の視点から考察するとき、もっとも重要な意義

ロイセンにおける産業資本の成立過程を研究する場合 取上げており、ドイツ産業革命の心臓たるライン・プ たライン州における農民解放を直接の研究対象として 本書は従来の研究において簡単にしか触れられなかっ ついては、直接に回答をえることは困難である。しかし、

償却と共有地分割にかんする年表。

かという法制史の視点から考察している。したがって、

に、一つの有力な資料を提供するものといってよい。

		エルベ以東
律。[王領地責租償却、貨幣責租二〇倍、現物責租二五倍」。 「公法的権利無償廃止、私法的権利償却」。 「七九三年七月一七日の命令。一七九三年七月一七日の命令。	一七九〇年一二月一八日と一九日の法	ライン左岸
		ラ イ ン 右 岸

《一八〇七年七月チルジット和約》 《一八〇六年一〇月イェーナの敗戦》 八一一年九月一四日の調整令。 八〇七年一〇月九日の勅令。 八一六年五月二九日の宣言。 る調整]。 保有地の場合二分の一の土地割譲によ ブルジョア的改革の開始〕。 [世襲保有地の場合三分の一、非世襲 [フランス革命の側圧による上からの [世襲隷民性の廃止]。 《一八一五年左岸と右岸のプロイセン領への移行、ライン艸設立》 八〇四年一〇月一日の法律。 八〇〇年一月一一日の法律。 [王領地貢租償却特典、一五倍]。 純粋地代の名を明記〕。 《一八〇八年七月ベイヨンヌ協定》 一八一五年五月五日の内閣命令。 一八一〇年七月三〇日の大 公国 八〇八年一二月一二日の命令。 八一〇年四月二八日の命令。 八〇九年一月一一日の命令。 八一四年五月一四日の政府命令。 八一三年三月一九日の法律。 の他のものは償却〕。 ロナート保有地の上級所有権廃止、そ **〔ライプアイゲンシャフトならびに** [右岸にベルク大公国設立]。 〔償却についてより詳細な規定〕。 [十分の一税償却規定]。 [王領地貢租償却、二五倍]。 [采邑関係廃止]。 [一三年の法律廃止]。 〔フランス立法から生じた係争停止〕。 蔵相 命

W・エンゲルス『ライン州における償却と共有地分割』

(川本)

九七

(四八二)

「八五○年三月二日の調整令。 「ライン右岸を除き、すべての農民に 一八五○年三月二日の調整令。	《一八四八年三月革命》 〔未完成の市民革命		一八二一年六月二一日の共有地分割令。	[調整資格の制限]。
共有地分割令。 一八五一年五月一九日のレース郡とデュイーの五一年五月一九日のレース郡とデュイー	租償却の	正によるとの規定」。 三四年六月三○日の命令。 三四年六月三○日の命令。 三四年六月三○日の命令。 三四年六月三○日の命令。	易合こは客心 年一二月二日 一二月五日の 年九月五日の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日	
「八四八年四月二七日の商工省提案。 「代別本修正と慣知簡素化提案」。 「八四八年六月二○日のパトフ提案。 「地代銀行設立提案」。 「地代銀行設立提案」。 「本代銀行設立提案」。 「八四八年六月二〇日のパトフ提案。 「八四八年四月二七日の商工省提案」。	[地代銀行設立問題討議]。 《一八四七年第一回合同州会》	のみ分割可能〕。 「一八二九年七月二三日の償却令。「二〇年の法律廃止〕。	をの他についてはフランス立法継承]。 「グーツヘル・農民関係』と十分の一八二〇年九月二五日の法律。 「王領地貢租償却、二五倍]。 在の他についてはフラント法適用、 での他についてはフランス立法継承]。	[各県に『グーツへル・農民関係』調一八一七年五月三日の内閣命令。